

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書等の提出について(お願い)

平素より当市税務行政に格別なるご理解・ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり提出をお願いいたします。

なお、総括表については同封したものを使用してください。何らかの事情により同封したものの以外(税務署様式等)を使用される場合は、必ず指定番号、特別徴収及び普通徴収の人数を記載してください。

記

1 提出期限

令和6年1月31日(水)必着

※事務の都合上、提出期限の2週間前までの提出にご協力ください。

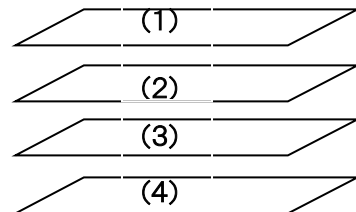
2 美祢市への提出の対象となる受給者

令和5年中に給与の支払いがあり、令和6年1月1日に美祢市に居住していた方が対象です。

※給与支払金額が少額(30万円未満の退職者等)の場合でも、提出にご協力ください。

3 提出物

- (1) 給与支払報告書(総括表)
- (2) 特別徴収対象の方の給与支払報告書(個人別明細書)
- (3) 普通徴収への切替理由書
- (4) 普通徴収対象の方の給与支払報告書(個人別明細書)



※普通徴収対象の方がいる場合は、「普通徴収への切替理由書」を必ず提出してください。

※給与支払報告書(個人別明細書)は、御社で用意いただきますようお願いいたします。

4 給与支払報告書提出後の異動について

1月1日現在、在職により特別徴収(給与天引き)の対象者として美祢市に給与支払報告書を提出した受給者が、その後、退職・休職・転職等の理由により、令和6年度の市・県民税を特別徴収できなくなった場合は、その都度「給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。提出が遅れると、特別徴収の税額通知に退職された方が記載されたり、普通徴収への切替が遅れるなど、受給者にご迷惑をおかけすることとなりますのでご注意ください。

5 外国人の方が退職し出国する場合の市・県民税について

外国人従業員が退職後に出国した場合、出国後の市・県民税の納税が困難となりますので、納税管理人(納税義務者の代わりに納税の管理を行う方)の届出の周知と特別徴収分の市・県民税の一括徴収にご協力ください。

6 特別徴収義務者への令和6年度税額通知書について

令和6年度特別徴収の税額通知書は令和6年5月上旬の発送を予定しています。通知書が届かない場合はご連絡ください。

提出先・問合せ先 美祢市役所 税務課 市民税班
〒759-2292

山口県美祢市大嶺町東分 326-1 / TEL 0837-52-5234 / FAX 0837-52-5697

作成上の注意点(記入例) ※記入漏れがないか、確認してください。

1 給与支払報告書(総括表)

美祿市長 様

令和 6 年 1 月 10 日 提出

指定番号										12345678				
給与の支払期間	令和 5 年 1 月分から 12 月分まで													
給与支払者の個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	
フリガナ	ミネショウジ													
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 美祿商事										事業種目	卸売業		
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称											受給者総人員	100 人		
											特別徴収対象者(退職者)	40 人		
											普通徴収対象者(退職者を除く)	5 人		
											普通徴収対象者(退職者を除く)	5 人		
フリガナ	〒759-2292													
同上の所在地	山口県美祿市大嶺町東分326-1													
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	代表取締役 美祿 花子										美祿市への報告人員	50 人		
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	総務 課 氏名 美祿 太郎 (電話 0837-52-1110)										所轄 税務署名	厚狭 税務署		
											給与の支払方法及びその期日	口座振込 毎月20日		
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 美祿税理士事務所 (電話 0837-52-1111)										納入書の送付	<input checked="" type="radio"/> 必要 <input type="radio"/> 不要		

・提出内容に変更が生じた場合
「訂正分」・「追加分」にチェックの上、再提出してください。

・提出先自治体を誤った場合
余白に「取消」を明記の上、「取消」の給与支払報告書を美祿市へ提出し、正しい自治体へ改めて提出してください。

・所得税の源泉徴収をしている事業所
「給与支払者の氏名又は名称」欄と異なる場合のみ記入してください。

・美祿市への報告人員
報告人員の合計と給与支払報告書の枚数(人数)が一致することを必ず確認してください。

・問合せ先の記入
記入内容について、問い合わせをさせていただきますことがあります。ご担当者名と連絡先等の記入をお願いします。

・納入書の送付
特別徴収納入書が必要か不要かに○をつけてください。

その他

・電子(eLTAX)提出の場合

この総括表の提出は不要です。ただし、eLTAXの総括表に「指定番号」の入力を行ってください。

・書面提出の場合

この総括表を使用しない場合でも同封の上、提出してください。給与支払報告書(個人別明細書)は、御社で用意いただきますようお願いします。

2 普通徴収への切替理由書

※平成31年度より山口県内の全ての市町で特別徴収義務のある事業所等を特別徴収義務者として完全指定を行っています。原則、全従業員が特別徴収の対象となりますが、**以下の理由に該当する方のみ、普通徴収とすることができます。**

・切替理由(a~f)の記入
切替理由のうち、該当する項目に人数を記入してください。また、給与支払報告書(個人明細書)の摘要欄に必ず略号(a~f)を記載してください。

・普通徴収人数の確認
総括表の普通徴収欄の人数と切替理由書の合計人数が一致することを確認してください。

美祿市長 あて
(税務課市民税班)

前年度分の特別徴収義務者指定番号	12345678
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 美祿商事
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称	

普通徴収として取り扱うべき給与受給者の人数と、切替理由ごとの内訳は次のとおりです。

略号	切替理由(次の6項目以外の理由は不可)	人数
a	退職者(令和5年中)・退職予定者(令和6年1月から5月末日まで)	5 人
b	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払が毎月ではない)	1 人
c	給与が少なく税額が引けない	3 人
d	他の事業所で特別徴収として扱う乙欄該当者	2 人
e	専従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)	1 人
f	受給総人員(上記a~eの該当者を除いた合計)が2名以下の事業所	1 人
普通徴収予定合計人数		10 人